

【参 考】

「貨物利用運送事業法制度の改善に係る検討委員会(第1回)」議事概要

- ・最初に、複合貨物流通課長から、物流を取り巻く諸情勢の変化をふまえ、現在の貨物利用運送事業法制度上の課題やその改善策について、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいとの挨拶があった。
- ・次に、平田委員長から、輸送の効率化とセキュリティの両立が大事であり、今般の検討は非常にいいタイミングであるので、いろいろなご意見をいただいて進めていきたいとの挨拶があった。

(主な意見)

- ・外国人に対する規制について、特に国内航空の利用運送ができないことは、ドア・ツー・ドアのサービス提供を行う会社にとっては非常に困ったことではないか。また、国内航空の外国人規制は実運送部分を外国人に開放していないことに起因しているのではないか。
- ・ドア・ツー・ドア輸送について、法的には、モード毎にライセンスをとる必要があるが、実態としては、スルーB/Lで運送している。一つの約款でできる方が望ましい。
- ・運賃の事後届出について、実態を詳しく調査して議論する必要がある。変動が激しいのでタイムリーに届け出ることができていないのではないか。届出制が必要ということであれば、電子的な手続きについても検討すべき。また、届出制を利用者保護のためのみならず、物流事業者保護の観点からも考えるべき。
- ・国内航空について、機材の小型化や減便、路線廃止等により航空を利用しづらい状況であるため、運送区間ごとの許可については弾力的に取り扱うべき。航空利用運送について、運転資金の確保やセキュリティ確保のためのコスト負担が必要であるため、新規参入に対して一定の規制があってもよい。
- ・セキュリティについて、実際に貨物を触らない場面が多い中で、アメリカの C-TPAT にどこまで利用運送事業者が関われるのかが一つの課題。
- ・鉄道について、環境問題の追い風もあり、全体の鉄道貨物量は下げ止まっているが、実運送事業者が1社しかない中で、新しい商品提供に苦勞する場合もある。また、実運送事業者も旅客鉄道会社との関係でダイヤの調整等難しい問題もある。